

資産・負債の状況(連結)

■銀行法及び再生法に基づく債権

(単位：百万円)

区分	2021年度中間期末	2022年度中間期末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権①	97,993	111,811
危険債権②	398,093	711,414
要管理債権③	385,647	368,637
三月以上延滞債権④	15,646	14,244
貸出条件緩和債権⑤	370,000	354,392
(小計)	(881,733)	(1,191,863)
正常債権⑥	99,581,057	119,008,158
合計	100,462,791	120,200,022
部分直接償却(直接減額)実施額	144,664	171,923

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、2022年3月末より「リスク管理債権」及び「金融再生法に基づく開示債権」を「銀行法及び再生法に基づく債権」として記載しております。

各債権の定義

- ① 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- ② 「危険債権」：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- ③ 「要管理債権」：三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権(除く①、②)
- ④ 「三月以上延滞債権」：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(除く①、②)
- ⑤ 「貸出条件緩和債権」：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(除く①、②、④)
- ⑥ 「正常債権」：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記①から③までに掲げる債権以外のものに区分される債権